5　塩化物イオン濃度
次に掲げる方法のいずれかにより検査するものとする。
一　イオン電極法
イ　(略)
ロ　器具及び試験操作
規格K0102―２の6.4に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。
二　硝酸銀滴定法
イ　(略)
ロ　試薬及び器具
(1)　(略)
(2)　0.01mol／Ｌ硝酸銀溶液
(略)
ここで、0.01mol／Ｌ塩化ナトリウム標準液とは、600℃で約60分間加熱乾燥し、デシケーター中で放冷した規格K8005の附属書Cに掲げる塩化ナトリウム0.584ｇを蒸留水に溶かして一リットルとしたものとする。
ハ　(略)
6　残留塩素濃度
イ　(略)
ロ　試薬、器具及び試験操作
規格K0102―１の23.2に掲げる試薬、器具及び試験操作に基づき検査する（ただし、遊離残留塩素及び結合残留塩素それぞれの濃度の測定は要しない。）。
なお、必要に応じて、50mL以外の比色管その他規格K0102―１の23.2に掲げる試薬又は器具と同等の試薬又は器具を用いて検査することができる。この場合において、50mL以外の比色管を用いるときは、検水及び試薬の量は、比色管の容量の比に応じて調整する。
7　生物化学的酸素要求量
イ　(略)
ロ　器具及び試験操作
規格K0102―１の18に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

5　塩化物イオン濃度
次に掲げる方法のいずれかにより検査するものとする。
一　イオン電極法
イ　(略)
ロ　器具及び試験操作
規格の35.2に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。
二　硝酸銀滴定法
イ　(略)
ロ　試薬及び器具
(1)　(略)
(2)　0.01mol／Ｌ硝酸銀溶液
(略)
ここで、0.01mol／Ｌ塩化ナトリウム標準液とは、600℃で約60分間加熱乾燥し、デシケーター中で放冷した日本産業規格K8005の9.3に掲げる塩化ナトリウム0.584ｇを蒸留水に溶かして一リットルとしたものとする。
ハ　(略)
6　残留塩素濃度
イ　(略)
ロ　試薬、器具及び試験操作
規格の33.2に掲げる試薬、器具及び試験操作に基づき検査する（ただし、遊離残留塩素及び結合残留塩素それぞれの濃度の測定は要しない。）。
なお、必要に応じて、50mL以外の比色管その他規格の33.2に掲げる試薬又は器具と同等の試薬又は器具を用いて検査することができる。この場合において、50mL以外の比色管を用いるときは、検水及び試薬の量は、比色管の容量の比に応じて調整する。
7　生物化学的酸素要求量
イ　(略)
ロ　器具及び試験操作
規格の21に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

その他告示

○外務省告示第七号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年十二月二十二日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。
令和八年一月八日
外務大臣　茂木　敏充
記
失効年月日　令和七年十二月二十二日
発行年月日　平成二十九年四月二十五日
旅券番号　ＴＲ八一六〇一六一

○外務省告示第八号

令和七年十二月三日にカトマンズで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。
令和八年一月八日
外務大臣　茂木　敏充
（日本側書簡）
（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本使は、ネパールの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とネパール政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。
1　三百四十四億九千万円（三四、四九〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、コテショール交差点改良計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ネパール政府に供与されることとなる。
2　(1)　借款は、ネパール政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。
(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。
(b)　年間の利子率は、〇・二パーセントとする。
(c)　支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後十年とする。
(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。
(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。
3　(1)　借款は、ネパールの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。
(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。
(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。
4　ネパール政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。
5　ネパール政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。
6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してネパールにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためネパールへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。